

# 齒科保健課

## 1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めており、8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯の健康状態は改善しているところである。都道府県等におかれては、引き続き、本運動の一層の推進に努められたい。

### （1）8020運動の推進について

生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進を図るとともに、都道府県における歯科保健対策を円滑に推進するため、「8020運動推進特別事業」を引き続き実施する。

なお、本事業については、昨年11月に開催された行政刷新会議での意見を踏まえて、事業内容について一部見直しを行うので都道府県におかれては本事業が効果的かつ効率的に実施されるよう努められたい。

<主な見直しの概要>

- 都道府県が実施する、いわゆる外部委員会において、事業計画の策定や評価を行うこととする。
- 事業内容については、歯科検診の実施体制の整備や歯科疾患の予防等に関する取り組みが成人期以降も重点的に実施されるよう、事業内容を明確化する。

### （2）平成22年度歯科保健医療対策事業について

8020運動の推進に加えて、在宅高齢者への歯科保健医療サービスの推進、安全で安心な歯科医療提供体制を整備する観点から、

- ① 在宅歯科医療、口腔ケア等に専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成するための「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」
- ② ①の講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器設備を整備する「在宅歯科診療設備整備事業」
- ③ 歯科医療の安全の確保を効率的に推進し、より安全で安心な歯科医療提供体制を整備する「歯科医療安全管理体制推進特別事業」

を引き続き実施することとしている。

更に、上記とは別に、

- ④ 医科・介護等との連携を推進する観点から、在宅歯科医療における連携体制構築に

関する補助事業を新たに平成 22 年度予算案に盛り込んだところであるので、都道府県におかれては、事業が効果的に実施できるよう努められたい。

### (3) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科医療対策として、歯科巡回診療運営事業や過疎地域における歯科診療所の整備事業に対する助成について、平成 22 年度予算案においても引き続き計上しているところである。

都道府県におかれては、これらの事業が効果的に実施できるよう努められたい。

### (4) 食育推進に向けた取組について

平成 17 年 6 月の食育基本法の公布を受け、内閣府を始めとして関係機関において、食育に関する様々な取組が行われているところであるが、歯科保健の立場から食育を推進していく観点から、平成 21 年 7 月に「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめたところ。

<http://www.mhlw.go.jp/za/0721/a12/a12.html>

都道府県におかれては、本報告書を参考に、歯科保健の立場からも食育を一層推進していただくようご協力をお願いする。

### (5) 歯科保健関係行事について

平成 22 年度の行事予定は以下のとおりであるので、都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

(ア) 6 月 4 日～10 日を「歯の衛生週間」とする。

(イ) 第 31 回全国歯科保健大会を 11 月 6 日(土)に山形県で開催予定。

なお、平成 22 年度の「第 59 回母と子のよい歯のコンクール」については、予定どおり実施することとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

### (6) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

なお、2 年に一度調査を行っている、都道府県・保健所を設置する市・特別区・市・町・

村に勤務する歯科医師及び歯科衛生士数の調査結果（平成 21 年 4 月 1 日現在）の取りまとめたものを近日中に送付することとしている。

#### （7）歯科衛生士の修業年限等の改正について

歯科衛生士の養成課程における修業年限等の指定基準改正（平成 17 年 4 月施行、経過措置 5 年）以降、現時点において、ほぼ全ての養成機関で新課程（3 年制）での養成が実施されているところである。新課程での教育が円滑に実施されるよう、都道府県におかれは、関係機関に対し、引き続きご指導方よろしくお願ひしたい。

#### （8）市町村セミナーについて

平成 21 年 10 月 2 日（金）に厚生労働省の講堂において「少子高齢時代の歯科保健について」と題して、在宅高齢者への歯科保健医療対策の推進等について、事例報告や情報交換等を行ったところである。

#### （9）いわゆる海外歯科技工物について

インターネットの普及等により、歯科医師が国外で作成された歯科補てつ物等を輸入し患者に提供する事例が散見されることから、その取り扱いについては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（平成 17 年 9 月 8 日医政歯発 0908001 号）により、通知したところであるので引き続き関係者に周知をお願ひしたい。

なお、第 165 回臨時国会において、本件に関する質問主意書が提出され、答弁書を提出しているので、業務の参考にされたい。

（質問主意書）

第 165 回国会（臨時国会）

提出番号 5、19

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/165/meisai/m165005.htm>

## 2. 歯科医師臨床研修について

### （1）歯科医師臨床研修を巡る状況

平成 18 年度からの歯科医師臨床研修の必修化に伴い、大学病院と多くの臨床研修施

設の協力によって、卒後1年目の歯科医師が基本的・総合的な診療能力を修得できる指導体制・研修環境が整備され、概ね適切に歯科医師臨床研修が実施されてきた。本制度の導入により、臨床に従事しようとする全ての歯科医師が一定のプログラムで初期の研修を行えることになったことから、歯科医療水準の確保が図られ、安心・安全な医療提供体制の推進に寄与しているとの評価が得られている。

一方、歯科医師の一層の資質向上、および近年の歯科医療ニーズへの対応を図るため、歯科医師臨床研修推進検討会において制度推進に係る諸課題（臨床研修施設群方式の推進方策、研修管理委員会の役割等）が整理され、平成21年12月に取りまとめられた第二次報告において、制度の充実のための具体的方策が提言されたところである。今後は、本報告書を踏まえた医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会からの意見書に基づき、平成22年6月までに、歯科医師臨床研修に関する関係法令の改正を行うこととしている。

平成17年7月の医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書及び歯科医師臨床研修推進検討会第二次報告において、臨床研修施設群方式の推進をはかる旨が述べられていることから、研修実績を積んだ協力型臨床研修施設である病院歯科や歯科診療所等が管理型あるいは単独型臨床研修施設に移行することが期待される。都道府県におかれては、本制度の一層の周知・普及にご協力いただくとともに、歯科医師臨床研修の実施に伴い地域歯科医療に支障が生じないように必要な対応をお願いする。

また、地域歯科医療について研修することは極めて重要な事項であることから、貴管下の保健所等に研修協力施設等への登録依頼があった場合には、平成17年8月11日付け医政局歯科保健課長通知でも依頼しているところであり、引き続き積極的な取り組みを行うようお願いする。

昨今の募集定員が少数である臨床研修施設における研修歯科医の受入れ状況等を鑑み、当該臨床研修施設の歯科医師臨床研修の実施に支障を来さないようにするため、平成21年10月23日付け医政局歯科保健課事務連絡において、歯科医師臨床研修を受けようとする者の当該臨床研修施設における受入れに関する当面の対応を送付しているので、貴管下の都道府県立病院等に周知をお願いする。

## （2）歯科医師臨床研修に係る予算

平成22年度予算案における歯科医師臨床研修費は約29億円（臨床研修支援事業を含む）である。

臨床研修事業の多くが研修指導体制を確保するための経費であり、これにより研修指導体制が充実し研修歯科医が研修に専念できる環境が整えられているものと考えている。

臨床研修支援事業の補助対象は、歯科医師臨床研修を行う公私立大学歯学部附属病院であり、今後臨床研修を受ける予定である歯科医師国家試験の受験資格を持つ者（以下「支援対象者」という。）を現に受け入れている施設としている。また、事業内容は、歯科医師臨床研修を効果的かつ効率的に実施するため、これら支援対象者に対する技術修練や進路相談等の支援を行うこととしている。

各都道府県におかれては、歯科医師臨床研修制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて格段のご協力を引き続きお願いしたい。

### **（３） 歯科医師臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録**

歯科医師臨床研修を修了した歯科医師は、本人の申請に基づき歯科医師臨床研修を修了した旨を歯科医籍へ登録を行うこととなる。

臨床研修修了登録証交付申請書（書換、再交付申請書も含む）については、歯科医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに管轄する地方厚生局を経由して厚生労働省医政局歯科保健課に送付することとなっている。

各都道府県においても歯科医籍への登録の申請を速やかに行うよう、臨床研修施設を通じて、歯科医師臨床研修を修了した歯科医師に対して周知をはかっていたいただきたい（平成 19 年 2 月 23 日付け医政局歯科保健課長通知参照）。

### **（４） 歯科医師臨床研修における修了等の基準について**

都道府県立病院等における修了認定等にあたっては、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政局長通知：平成 19 年 2 月 23 日一部改正）を参考として行うようお願いする。なお、修了認定にあたって疑義の生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

### **（５） 臨床研修施設及び研修歯科医に対するアンケート調査について**

平成 18 年度より、歯科医師臨床研修制度に関して臨床の現場における関係者の現状や対応状況について把握し、より良い制度改善を目指すことを目的として、厚生労働科学研究が行われている。都道府県立病院等においても、引き続き本研究で行われるアン

ケート調査へのご協力をお願いしたい。

### 3. 新規参入歯科医師数の削減について

#### (1) 経緯

- ・歯学部は昭和45年(17校、入学定員1,460人)から56年(29校、3,380人)にかけ急増したため、昭和61年「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」(厚生省)が20%削減を提言。
- ・私立歯科大学協会の協力等で平成6年までに削減率19.7%(666人減)。
- ・平成10年、厚生省の同様の検討会が入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しによって新規参入歯科医師の10%程度抑制を提言。以降、一部の大学が募集人員を削減(1.7%(47人))。
- ・平成21年度の募集人員は、2,624人と最大時に比べ756人、22.4%削減。
- ・国家試験については、平成16年試験から公費規準を見直し、従前90%程度前後であった合格率は直近では60%代後半に低下。
- ・合格者数は、昭和61年前後の3年間の平均3,252名が、直近3年間では、平均2,342名と910名(28%)減少。
- ・上記施策により、一定の成果をみたが、医師確保対策の議論が進む中で、歯科医師需給についてさらなる検討の必要性が浮き彫りとなる。

#### (2) 文部科学大臣と厚生労働大臣による確認書

平成18年8月31日、両大臣が下記の内容の確認書に署名。

##### 記

歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

- ① 歯学部定員については、各大学に対してさらに一層の定員減を要請する。
- ② 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

#### (3) 新規参入歯科医師数削減の今後の方針

確認書の①については、

- ・文部科学省が、再三にわたり、定員削減を要請している。

- ・平成 21 年 1 月に、「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において入学定員の問題等に関する第 1 次報告が取りまとめられたところ。
- ・これらを受け、平成 21 年度入学者数は 2,624 人と 20 年度から 33 人削減されたところ。

確認書の②については、

- ・厚生労働省が、平成 19 年 12 月に歯科医師国家試験改善検討部会報告書をまとめ平成 20 年度に歯科医師国家試験出題基準を改定したところ。
- ・これを受けて、平成 22 年実施の試験より新しい合格基準が運用されることとなっている。

#### 4. 歯科技工士国家試験について

歯科技工士国家試験の実施については、歯科技工士養成所の所在する都道府県で実施いただいているが、問題作成については、平成 20 年 4 月 30 日付け通知において、試験問題に関しては、複数の自治体において問題を共同で作成し、これらの試験問題を共通で出題しても差し支えない旨を周知したところである。各都道府県においては、引き続き歯科技工士国家試験の実施に関してご協力賜るようお願いする。